# 【第11回】 情報通信ネットワークの活用

Information and Communication Technology





# 本日の学習目標 & 授業内容

## ★学習目標★

情報通信ネットワークが社会でどのように活用されているのか を知り、どのような課題があるのかを理解する。

- 1. 【済】着席 → ログイン → タイピング練習
- 2. 情報通信ネットワークの活用
- 3. Google検索実習
- 4. Microsoft Copilot実習

# コミュニケーションの形態

【教 p.32-33】

1対1

3

1対多

送り手と受け手が 同じ時間を**共有する**。

[1:





[2: 非同期 ]

同期

送り手と受け手が 同じ時間を**共有しない**。



4 > 0			-	-	
W	W		SI	TE	
0000		. 00	90		ı
		-			1
	Market St.				1
					-
					1
					-
					-

# インターネット上のコミュニケーション①②

## ① 相手が一人か多数か

● 連絡する相手が複数のときは、メッセージの内容にプライバシーに関わる内容を書かないなどの注意が必要である。

### ② 同期か非同期か

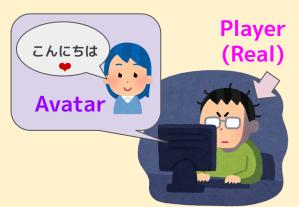
- 電子メールは、基本的に非同期的なサービス
  - → 相手が即時に反応することを期待してはいけない。
- 携帯電話などのモバイル端末の普及
  - → メール機能は同期的な性格も帯びてきている。
  - → <u>相手の生活時間に配慮した送信</u>も求められる。

# インターネット上のコミュニケーション③

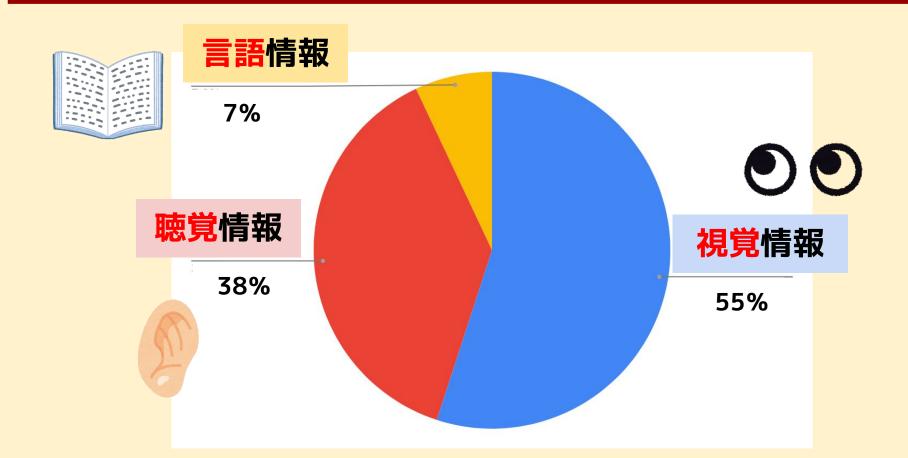
## ③ 伝えられる表現メディアは何であるか

- 直接対話する場合と比較して、相手の表情や 相手の年齢や性別などの社会的手がかりが伝わりにくい。
- 相手が見えないことによって伝わらない情報があることを 視覚的匿名性という。





# メラビアンの実験



# インターネット上のコミュニケーション④

### ④通信の記録が残るか残らないか

### 直接対話



話した内容はお互いの<u>記憶に残る</u>だけである。



## インターネット上のコミュニケーション

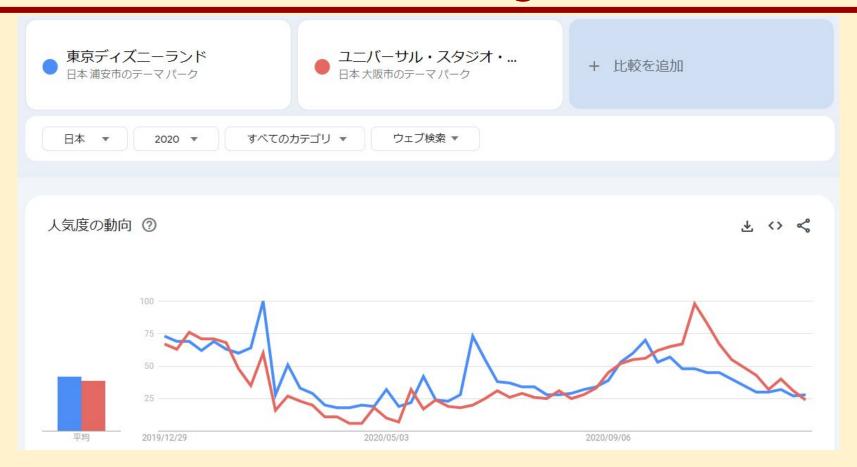
利用者の情報機器や通信の記録が

[3: **アクセスログ** ]として

インターネット上の**サーバ内に残る**。



# アクセスログの活用例 Googleトレンド



# 情報流通プラットフォーム オンラインコミュニティの提供

電子掲示板	複数の参加者がメッセージを交換できるサービス
ブログ	個人や企業の情報発信を時系列で記録したサービス。
	記事へのコメントや、 <b>トラックバック</b> (別のブログに
	リンクを貼った際にリンク先の相手に通知する仕組み)を
	することで情報共有・交流を促進する。
チャット	リアルタイムで短い文字のメッセージを交換するサービス
SNS	ユーザはプロフィールを登録し、Web上で人間関係を
	構築、維持、拡大することができる。
テレビ会議	インターネット回線を使ったテレビ電話機能を同時に
	複数の人で利用するサービス

# オンラインコミュニティの特性

[4:	同報	]性	参加者に情報を一斉に発信・共有することができる。
[5:	蓄積	]性	電子掲示板やブログへの投稿は後から検索可能で、過去の情報を参照できる。
[6:	匿名	]性	参加者は実名ではなく <b>ハンドルネーム</b> を 用いることが多い。 プライバシーが守られる一方、無責任な発言 を助長している面もある。

# 1次情報と2次情報

	1次情報	2次情報
定義	個人の直接的な 経験や観察、独自の調査や 研究から得られる情報	1次情報に基づいて 加工・分析・解釈された情報
信頼性	高い	低い可能性もある
独自性	高い	低い
情報収集の 容易さ	収集や入手に時間や労力が かかる。	幅広い情報にアクセスしやすい。

# 誤情報・偽情報の拡散①

● 意図的に情報を歪曲・捏造し、 あたかも正しい情報であるように 伝えることを情報操作という。



事実とは異なる偽の情報を伝えるニュースで あるフェイクニュースが 拡散されたことによる深刻な 社会問題も起こっている。





# 誤情報・偽情報の拡散②

ナレッジコミュニティ

インターネット上の知識を 共有する共同体

Q&Aサイト

サイト内で利用者が質問をし、 それに対して他の質問者が 回答するコミュニティサイト



### WikipediA

専門家でない利用者が 憶測で不正確な情報を 発信したり、 悪意を持って誤った情報を 書き込む恐れもある。

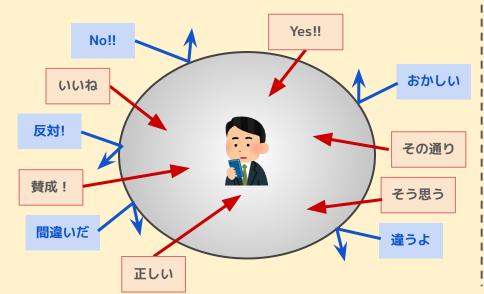
キュレーションサイト

いわゆる「**まとめサイト**」で、信憑性の低い情報を収集し、 無断転載している悪質なサイトも存在する。

# 誤情報・偽情報の拡散③

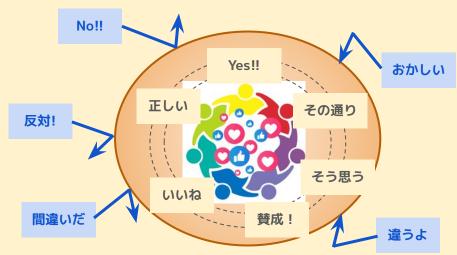
### [7: フィルターバブル ]

その人が見たくない情報が遮断され、 見たい情報ばかりに囲まれることで、 多様な意見から隔離されていく現象



### [8: エコーチェンバー ]

自分と同じような意見が、閉鎖的な コミュニティの中で反響して、 自分の意見が強化されていく現象



# 誤情報・偽情報の拡散③

## [9: サイバーカスケード ]

異なる意見を一切許容しない 過激なコミュニティを形成



## 先鋭化 極端化



### エコーチェンバー

自分と同じような意見が、閉鎖的なコミュニティの中で反響して、 自分の意見が強化されていく現象



# インターネット上での人権侵害

インターネット上のつながりは匿名性が高く、相手の顔が見えにくいため、無責任な言動や行動が助長される傾向があり、誹謗中傷などの人権侵害行為がエスカレートしやすい。

 インターネット上に一度投稿されたログは 残り続け、検索をすれば情報を引き出すことができる。 特に不都合な情報が半永久的に残り続けることを入れ墨に 例え、[10: デジタルタトゥー ]という。

# 悪質な書き込み

### インターネット上の問題行動例

- ネット上の掲示板への犯行予告の書き込み
- SNSの投稿により反社会的行動を世間にさらす行為



威力業務妨害罪に問われたり、 損害賠償を請求されたりする可能性もある。



インターネットの匿名性に対する誤解 警察がプロバイダに要請 → 発信者の特定は可能

# 刑法 2022年の刑法改正で「侮辱罪」の厳罰化

罪名	説明	罰則	具体例
<mark>名誉毀損</mark> 罪 230条	<mark>公然と</mark> 事実を摘示し、 人の名誉を毀損した場合に 成立する罪	3年以下の懲役または禁錮 もしくは 50万円以下の罰金	<ul><li>ブログで実在の人物に対する誹謗中傷の記事を 掲載する。</li><li>掲示板に他人の私生活の内容を無断で書き込む</li></ul>
<mark>侮辱罪</mark> 231条	<mark>公然と</mark> 人を侮辱した場合に 成立する罪	1年以下の懲役または禁錮 もしくは 30万円以下の罰金	掲示板に人種差別的な書き込みをする。 SNSで特定の個人を侮辱する投稿をする。
<b>脅迫罪</b> 222条	生命、身体、自由、名誉または 財産に対する不安の念を催させる 脅迫をした場合に成立する罪	2年以下の懲役 または 30万円以下の罰金	<ul><li>SNSで金銭を要求し、応じない場合は危害を加える旨を書く。</li><li>メールで個人情報を公開する旨を脅す。</li></ul>
<b>信用毀損罪</b> 233条	虚偽の風説を流布または偽計を 用いて人の信用を毀損、あるいは 業務を妨害した場合に成立する罪	3年以下の懲役 または 50万円以下の罰金	<ul><li>● 口コミサイトに虚偽の悪評を書き込み、企業の信用を 毀損する。</li><li>● Webサイトで競合他社の不正を捏造して掲載する。</li></ul>
<mark>偽計業務妨害罪</mark> 233条の2	偽計(人の錯誤や不知を利用すること)を用いて他人の業務を妨害した場合に成立する罪	3年以下の懲役 または 50万円以下の罰金	<ul><li>特定の企業について「詐欺集団が運営している」と 虚偽の情報を拡散する。</li><li>競合他社のWebサイトに不正にアクセスし、データを 改ざんする。</li></ul>
<b>威力業務妨害罪</b> 234条	威力(暴力、脅迫などによる自由 意思の制圧)を用いて他人の業務 を妨害した場合に成立する罪	3年以下の懲役 または 50万円以下の罰金	<ul><li>◆ 特定のイベントに対し、爆破予告をする。</li><li>◆ 企業のWebサイトにアクセスし続けてサーバをダウンさせる。</li></ul>

# 情報流通プラットフォーム対処法

2025年4月1日施行

旧プロバイダ責任制限法

インターネット上で発信された権利侵害情報の被害者の救済と 発信者の表現の自由のバランスに配慮しつつ、プラットフォーム 事業者における円滑な対応を促進することを目的とした法律

- **[11: 発信者情報開示請求 ]権** 権利侵害情報が書き込まれた際、被害者が匿名の発信者の情報を
  - 惟利侵苦情報が青さ込まれた際、被害者が匿名の発信者の情報を プロバイダに開示するよう求める権利(加害者の特定のため)
- [12: 送信防止措置請求 ]権 権利侵害情報が匿名で書き込まれた際、その情報を不特定多数の人に 見られないようにするために、被害者がプロバイダに対し当該情報の 削除請求をする権利

# 電子メールの悪用

### [13: チェーンメール ]

受信者に対し他者への転送を促し、連鎖的に情報を 拡散させることを目的とした悪質なメール

「この情報を知人に送ってあげましょう」

「○○さんを探しているので拡散してください」

チェーンメールに従って転送してしまうと…

- 誤情報を拡散させてしまう。
- 通信ネットワークにかかる負荷を増大させてしまう。

チェーンメールを受け取っても、絶対に転送しない

# 特定電子メール法

<u>広告や宣伝を目的</u>とした電子メールの送信を規制する法律

- 🔀 個人間のやり取り
- 🗙 広告や宣伝を含まないニュースレター
- 受信者からの同意を得ていない広告メールの送信の禁止
- 受信拒否の手段を設ける義務
- 送信者情報を表示する義務

氏名 または 名称、住所、

TEL/FAX番号 または メールアドレス

### 【配信元】

〇〇株式会社 担当:XX XX

〒270-xxxx 千葉県柏市△△△

TEL: 0120-xxx-xxx

Mail: xxxx@example.com

※配信停止を希望される方はこちらから



### 新商品の広告メール

### 【○○株式会社】革新的な新商品のご案内

この度弊社から、新商品「○○」が発売されました。...



### 取引先への連絡メール

### **【重要】○月の納品について**

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。 ○月の納品日時について...



### 広告メールマガジン

【○○メールマガジン】○月の特選商品のご案内

毎月恒例の○○メールマガジンをお届けします。 今月のおすすめ商品は...



### **双象外** Webサイト公開アドレス宛メール

【○○株式会社】新サービスのご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。 弊社Webサイトにメールアドレスを公開されている皆様に...



### 同意なく送信された広告メール

【高級食材】○○の美味しさを是非ご賞味ください

初めまして、○○食品株式会社です。 この度、新商品の高級食材...



# 契約に基づく通知メール

【重要】○月の料金のお支払いについて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。 ○月の料金につきまして...

# 青少年インターネット環境整備法

携帯電話事業者には、次の義務が課せられている。

契約締結時の <b>青少年確認義務</b>	18歳未満かどうかの確認義務
説明義務	フィルタリングサービスを青少年または その保護者に説明する義務
有効化措置義務	フィルタリングの設定やインストールを行う義務

**機器メーカー**に対しては、フィルタリングソフトの プリインストールなど、**フィルタリング容易化措置**を義務化

# フィルタリング方式

■ **[14: ブラックリスト** ]方式 リストにあるURLのページは閲覧不可能



■ [15: ホワイトリスト ]方式 リストにあるURLのみ通過して閲覧可能



■ キーワード/フレーズ方式

特定のキーワードを指定して、それが含まれるサイトは 閲覧不可能

# 電子商取引におけるトラブル

- インターネット上の店舗では取引される商品を実際に 手に取ってみるわけではないため、商品の状態が 分からない。
- ◆ 入手困難なチケットを販売価格を超える価格で販売するような不正転売がインターネット上で行われていることが問題になっている。
  - → これはチケット不正転売禁止法に違反する行為
- フリーマーケットアプリでのトラブルの急増

## 電子消費者契約法

### 錯誤要件の特例

## 民法95条(原則)

### 錯誤

- 契約当事者が重要な点で勘違いしていた場合は、 契約を取り消すことができる。
- ただし「消費者に重大な過失がある場合」は、 原則として取り消しは認められない。



## 電子消費者契約法3条 (特例措置)

事業者が注文内容の最終確認画面など

「意思確認措置」を講じていなければ、

消費者に重大な過失があっても取り消しができる。



### 注文を確定する

「注文を確定する」ボタンを押してご注文いただくことで、お客様は当サイトの各種規約、プライバシー規約および当サイト上の販売条件に同意の上、商品をご注文されたことになります。 価格については必ず商品ページおよびこちらをご確認ください。

### 注文内容

商品の小計: ¥2,299 配送料・手数料: ¥0

ご請求額: ¥2,299

## 景品表示法 ステルスマーケティングの規制

### [16: ステルスマーケティング ]

実際は企業による広告や宣伝であるにもかかわらず、

その事実を一般消費者から見えにくくして行われる表示行為

- 自社の製品やサービスについて、あたかも一般消費者からの体験談や口コミのように偽って投稿(なりすまし型)
- インフルエンサーに対価を支払い、製品の宣伝依頼したものを 広告であることを明示せず公開(利益提供秘匿型)
- → 消費者を欺く行為として以前より問題視されてきたが、 2023年10月1日に景品表示法上の「不当表示」に指定され、 規制の対象になった。